

Table 6 第十五改正日本薬局方で改正された通則

- 通則 4
 - 生薬総則を適用する生薬及びこれらを有効成分として含む散剤，エキス剤，チンキ剤，シロップ剤，酒精剤，リニメント剤，座剤等の製剤（ただし，配合剤にあつては，これらを主たる有効成分として含む製剤）を「生薬等」としてまとめ，医薬品各条の末尾に配置する。
- 通則 5
 - 日本薬局方の医薬品の適否は，その医薬品各条の規定，通則，生薬総則，製剤総則及び一般試験法の規定によって判定する。ただし，医薬品各条の規定中，性状の項及び製剤に関する貯法の項の保存条件は参考に供したもので，適否の判定基準を示すものではない。
- 通則 15
 - 試験又は貯蔵に用いる温度は，原則として，具体的な数値で記載する。ただし，以下の記述を用いることができる。
 - 標準温度は 20℃，常温は 15～25℃，室温は 1～30℃，微温は 30～40℃とする。冷所は，別に規定するもののほか，1～15℃の場所とする。
 - 冷水は…
- 通則 38
 - 密閉容器とは，通常の手扱い，運搬又は保存状態において，固形の異物が混入することを防ぎ，内容医薬品の損失を防ぐ事ができる容器をいう。
 - 密閉容器の規定がある場合には，気密容器を用いることができる。
- 通則 39
 - 気密容器とは，通常の手扱い，運搬又は保存状態において，固形又は液状の異物が侵入せず，内容医薬品の損失，風解，潮解又は蒸発を防ぐ事ができる容器をいう。
 - 気密容器の規定がある場合には，密封容器を用いることができる。
- 通則 40
 - 密封容器とは，通常の手扱い，運搬又は保存状態において，気体の侵入しない容器をいう。

が，質量偏差試験法と含量均一性試験法を統合し，製剤均一試験法として新規収載しました。

既収載の一般試験法については，14 項目の改正を行いました。このうち強熱残分試験法，比表面積測定法，粒度測定法，注射剤の不溶性微粒子試験法，崩壊試験法，溶出試験法は，国際調和に伴う改正となります。また，4 項目の試験法が削除されました。

日局十五の特徴としては，一般試験法をカテゴリ一分類し，各試験法に固定番号を付与する措置を行ったことが挙げられます。Table 7 に示すように，大分類として，1. 化学的試験法，2. 物理的試験法，3. 粉体物性測定法などとし，中分類は，例えば物理的試験法のクロマトグラフィーは 2.0 グループ，分光学測定法は 2.2 グループとし，更に液体クロマトグラフィーは 2.01，ガスクロマトグラフィーは小分類として 2.02 というように最後の三つ目の番号が付加されます。

なお，ある試験法が抜けた場合は，その番号はそのまま欠番にするというルールとなります。

5.5 医薬品各条 (Table 8)

新規品目は，化学薬品等が 91 品目，生薬等は漢

方処方エキス 6 品目を含め 11 品目で合計 102 品目です。また，改正は 275 品目，削除は 8 品目ありましたので，合計 1483 品目となりました。

日本名の改正については，改正方針に従い 435 品目の日本名を改正しました。これにより薬効の本質成分が一般名の最初に書き表されることとなり，本質成分がより明確に表現されました。また，英名の表記とも整合し，更に医薬品が塩であるかエステルであるかの区別が明瞭となりました。なお日局十四での日本名は日局十五では日本名別名とするとの措置が取られました。

日局十五の医薬品各条の改正の大きな特徴は，構成の変更です。すなわち平成 14 年の薬事法改正により第一部，第二部という規定が削除され，前述したように通則 4 で医薬品各条の構成が規定されました。これにより生薬総則を適用する生薬及びこれらを有効成分として含む製剤を生薬等とし，それ以外を化学薬品等と分類しました。

日局十四と日局十五の構成の変更を Fig. 1 に示します。日局十五では通則，生薬総則，製剤総則，一般試験法，参照スペクトルがいずれも一つになり，

Table 7 一般試験法のカテゴリー分類表（例）

1. 化学的試験法
1.01 アルコール数測定法
1.02 アンモニウム試験法
2. 物理的試験法
クロマトグラフィー
2.01 液体クロマトグラフィー
2.02 ガスクロマトグラフィー
分光学的測定法
2.21 核磁気共鳴スペクトル測定法
2.22 蛍光光度法
その他の物理的試験法
2.41 乾燥減量試験法
2.42 凝固点測定法
2.43 強熱減量試験法
3. 粉体物性測定法
3.01 かさ密度及びタップ密度測定法
4. 生物学的試験法／生化学的試験法／微生物学的試験法
4.01 エンドトキシン試験法
4.02 抗生物質の微生物学的力価試験法
5. 生薬試験法
6. 製剤試験法
7. 容器・包装材料試験法
8. その他
8.01 滅菌法及び無菌操作法並びに超ろ過法
9. 標準品、標準液、試薬・試液、計量器・用器等

各条は化学薬品等と生薬等に分類されて収載される構成となりました。

各条の中で一般試験法による試験が出てきた場合の扱いについては、5.4で述べた固定番号に〈 〉を付けて試験法の後ろに付し、番号から一般試験法に戻れることにより局方の利便性を図りました。

その他、標準品を必要とする新規の医薬品各条品目が収載されたことに伴い、新規の日局標準品が24品目追加収載され、一方で10品目が削除されました。更に日局標準品の名称についても日本名の改正に伴い変更されました。

また、国際調和については通則44の規定に基づいて各条にも反映されています。

5.6 参考情報の改正について

参考情報は、Table 9に示すように5項目を新規追加し、1項目を改正しました。このうち、(2)国際調和項目については、調和した項目を追加的に記載したということです。その他製薬用水の品質管理、

中心静脈栄養剤中の微量アルミニウム試験法、粉体の流動性、レーザー回折法による粉体粒度測定が新規収載され、錠剤の摩損度試験法が改正されました。参考情報はこれで計30項目となりました。新たに収載された製薬用水の品質管理、及び中心静脈栄養剤中の微量アルミニウム試験法について簡単に解説しておきます。

5.6.1 製薬用水の品質管理

製薬用水は、注射用水、精製水、常水などに区分されます。

製薬用水の品質管理は、初期に製薬用水の製造システム（製薬用水システム）のバリデーションで要求される品質の水が製造されることを前提として、導電率及び有機体炭素（TOC）などの管理項目による日常管理及び製薬用水の使用目的による定期的管理（管理項目例：いくつかの化学物質、生菌数、エンドトキシン及び微粒子数など）により実施され、測定頻度は、水質の安定性を考慮して決定します。

本参考情報には、特に留意すべき微生物学的管理事項並びに導電率及びTOCの管理事項が記載されていますが、その他の管理項目についても同様に配慮し、製薬用水の規格に適合する品質の水とする必要がある旨が述べられています。

5.6.2 中心静脈栄養剤中の微量アルミニウム試験法

中心静脈栄養剤（TPN）は、大容量で用いられる静脈注射用の栄養剤ですが、外国において、腎障害を有する患者等におけるアルミニウムの毒性が中枢神経系や骨に発現するという問題が指摘されているところから、TPN製剤中に混在するアルミニウムに対する微量測定が必要とされるようになってきています。

本参考情報には、TPN中の微量アルミニウム分析法として、2種の蛍光性キレート試薬を用いる蛍光検出HPLC法、(1)キノリノール錯体法及び、(2)ルモガリオン錯体法が記載されています。

6. 日本薬局方作成基本方針

第十五改正日本薬局方は、平成13年11月の薬食審答申による日本薬局方作成方針「5本の柱」（Table 10）に沿って改正が行われました。それぞれの柱がどのように日局十五に反映されてきたかについて概要を紹介します。

Table 8 第十五改正日本薬局方について－改正の概要(2)－

5. 医薬品各条

(1) 新規 102 品目, 改正 275 品目, 削除 8 品目

化学薬品等 生薬等

新規 91 品目 11 品目 (漢方処方エキス 6 品目)

計 1240 品目 243 品目

日局十四第二追補まで

第一部 907 品目 第二部 484 品目

総収載品目数

1391 品目 → 1483 品目

(2) 日本名の改正について

日本名改正方針に従い、435 品目の日本名を改正する。これにより、①薬効の本質成分が一般名の最初に書き表されることとなり、本質成分がより明確に表現される。②また、英名の表記とも整合する。③更に、医薬品が塩であるかエステルであるかの区別が明瞭になる。④日局十四での日本名は日局十五の日本名別名とする。

(3) 日本名別名の削除について

(4) 局方の構成の変更

平成 14 年の薬事法改正により、日局の構成にかかる規定が削除。通則 4 に医薬品各条の構成について規定。

化学薬品等…生薬等以外

生薬等…生薬総則を適用する生薬及びこれらを有効成分として含む製剤

(5) 一般試験法の固定番号の表示について

医薬品各条等においてカテゴリー分けした一般試験法等が適用される場合に、一般試験法等の固定番号に () を付して試験法等の後に引用する

(例) 乾燥減量 (2.41) 0.30%以下 (1g, 105°C, 3 時間)

強熱残分 (2.44) 0.10%以下 (1g)

(6) その他

- ① 医薬品各条の改正に伴い、日局標準品の新規追加 (24 品目) 及び削除 (10 品目) を行う。また、日本名の改正に伴い、日局標準品の名称も変更する
- ② 通則 44 の規定に基づき、欧州薬局方及び米国薬局方との調和合意に基づき規定した一般試験法及び医薬品各条には、それぞれ冒頭に国際調和に基づき規定したものである旨を記載するとともに、調和事項と異なる部分を明記する
- ③ 参考情報は、日本薬局方と一体として運用することにより、日本薬局方の質的向上や利用者の利便性向上に資することを目的として医薬食品局長通知として発出されているものである。日局十五施行に伴い、5 項目を新規追加、1 項目を改正する。
- ④ 原子量表を 2004 年度原子量表に改める。

Table 9 参考情報の改正について

新規:

- (1) 製薬用水の品質管理
- (2) 日局十五における国際調和
- (3) 中心静脈栄養剤中の微量アルミニウム試験法
- (4) 粉体の流動性
- (5) レーザー回折法による粉体粒度測定

改正:

錠剤の摩損度試験法 計 30 項目となる

6.1 保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化 (Table 11)

日局十四第二追補では、他の規格書からの移行に

Table 10 日本薬局方作成基本方針－5本の柱－
(平成13年11月薬食審答申)

- 保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化
- 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用
- 国際調和の推進 (欧州薬局方: EP 及び米国薬局方: USP と)
- 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及
- 最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の推進

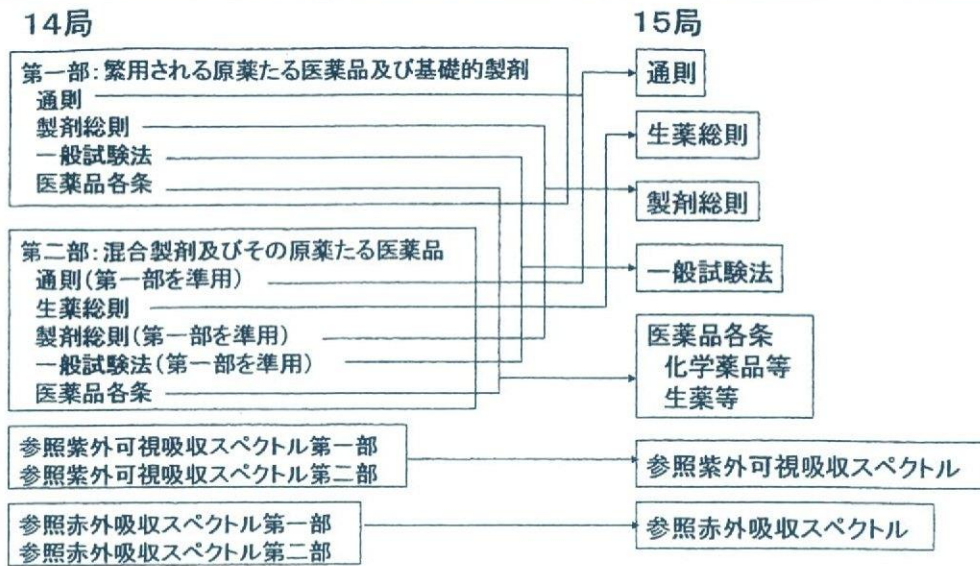


Fig. 1 日本薬局方の構成変更について

Table 11 保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化（日局十四第二追補）

【他の規格書からの移行に伴う新規収載品目（33品目）】

- 日本薬局方外医薬品規格 2002 からの移行
 - (第一部) アルプロスタジル, エトポシド, 塩酸エペリゾン, 塩酸チザニジン, 塩酸ピレンゼピン, グルタチオン, シスプラチン, セラペプターゼ, ニコランジル, ニルバジピン, ピロキシカム (11 品目)
 - (第二部) 塩酸チアラミド錠, トリクロルメチアジド錠, フロセミド錠, フロプロピオンカプセル, メトクロプラミド錠 (5 品目)
- 日本薬局方外生薬規格(1989)からの移行
 - ウコン, ウヤク, クコシ, ジコッピ, シツリシ, ジャショウシ, ソボク, ニンドウ (8 品目)
- 日本薬局方外医薬品規格第三部 [製剤の溶出性] からの移行
 - 塩酸チアラミド錠, 塩酸ベニジピン錠, トリクロルメチアジド錠, ニルバジピン錠, フロセミド錠, メトクロプラミド錠 (6 品目)
- 日本薬局方外医薬品規格第四部 [抗生物質医薬品] からの移行
 - アジスロマイシン水和物, 注射用フロモキシセフナトリウム, 注射用塩酸セフェピム (3 品目)

【直接局方に新規収載された品目（10品目）】

- 第一部
 - 塩酸ベニジピン, オキシトシン, コハク酸メチルプレドニゾロン, トラネキサム酸カプセル, トラネキサム酸錠, トラネキサム酸注射液 (6 品目)
- 第二部
 - インヨウカク, カンキョウ, プシ, プシ末 (4 品目)

【削除品目】

- 第一部
 - サントニン錠*
- 第二部
 - ガーゼ**, 滅菌ガーゼ**, ジギタリス*, ジギタリス末*, 脱脂綿**, 精製脱脂綿**, 滅菌脱脂綿**, 滅菌精製脱脂綿**, 絆創膏***

(削除理由)

- * : 承認整理がなされ市場流通がないため.
- ** : 改正薬事法第 41 条第 3 項に基づく基準 (医療機器の基準) へ移行のため.
- *** : 雑品へ移行のため.

に伴い新規収載された各条が33品目と直接局方に新規収載された各条が10品目あります。これは他の規格書から適切なものは局方に移行するとの方針を含めて行った措置で，局外規2002からの移行が第一部で11品目，第二部で5品目，局外生規からの移行が8品目，局外規第三部「製剤の溶出性」からの移行が6品目，更に局外規第四部「抗生物質医薬品」からの移行が3品目ありました。

直接局方に新規に収載された品目は，第一部は塩酸ペニシリン等6品目で第二部は4品目です。

一方，例えばサントニン錠，ジギタリス，ジギタリス末のように既に承認整理されて市場流通がないものや，ガーゼ類，脱脂綿類のように医療機器の基準へ移行したもの，更に雑品へ移行した絆創膏は削除されました。

日局十五では先ほども述べたように102品目が新規収載されました。内訳はTable 12に示すように，化学薬品が55品目，生物薬品が6品目，抗生物質が27品目，添加物が3品目，生薬が5品目，漢方処方エキスが6品目です。

日本薬局方全体を振り返ってみますと，Table 13に示すように例えば日局七の総収載数は1227品目で，日局十三に至ると1200後半，日局十四では1300前半でした。これが日局十五では1400後半まで増加し，目標通り各条収載数が非常に増えたことが伺えます。

Table 12 保健医療上重要な医薬品の全体的収載による充実化（日局十五）

【新規収載品目 102品目】	
●化学薬品：55品目	(タムロロシン塩酸塩，プラバスタチンナトリウム，ボグリボース，メフロキン塩酸塩ベザフィブラート徐放錠等)
●生物薬品：6品目	(セルモロイキン，テセロイキン等)
●抗生物質：27品目	(セフカペンピボキシル塩酸塩，シロップ用フロペナムナトリウム等)
●添加物：3品目	(プルラン等)
●生薬：5品目	(オウセイ，シゴカ，トウガシ，ヘンズ，レンニク)
●漢方処方エキス：6品目	(葛根湯エキス，補中益気湯エキス等)
【国際調和に伴う添加剤のファミリーモノグラフ化】：ヒプロメロース	

6.2 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用 (Table 14)

日局十四での2回の追補改正以外に2回の部分改正を行いました。部分改正の1回目は医薬品の安全性に係る情報に対応した部分改正として，通則40で健康な動物について規定し，安全性上問題があったフェナセチンの削除の措置を行いました。

2回目は国際調和をなるべく早く反映するために部分改正を行い，「注射剤の採取容量試験法」を新

Table 13 History of JP Edition (Number of Monographs on Drugs)

Edition	Date of Issue	Monographs
JP1	1886年6月25日	468
JP2	1891年5月20日	445
JP3	1906年7月2日	703
—	—	—
JP6	1951年3月1日	634
JP7	1961年4月1日	1227
—	—	—
JP13	1996年3月13日	1292
JP13 Supplement 1	1998年12月26日	1295
JP13 Supplement 2	2000年12月21日	1307
JP14	2001年3月30日	1328
JP14 Supplement 1	2002年12月27日	1362
JP14 Supplement 2	2004年12月28日	1391
JP15	2006年4月	1483

Table 14 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用

- 部分改正
 - ・ 医薬品の安全性に係る情報に対応した部分改正
 - ・ 通則 40 に健康な動物の規定
 - ・ フェナセチン削除（平成 14 年 3 月告示）
- ・ 国際調和に伴う部分改正（平成 17 年 7 月告示）
 - ・ 「注射剤の採取容量試験法」新規収載と、それに伴う通則及び製剤総則の改正

規収載し、それに伴う通則及び製剤総則の改正を行いました。

6.3 国際調和の推進（Table 15）

国際調和の推進とは、EP、USP、JP で調和された項目の局方への取込みです。日局十四第二追補までに 9 試験法と 9 各条、日局十五では 18 試験法と 24 各条が取り込まれています。

6.4 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及（Table 16）

英文版の早期作成やインターネットによる公開を目指してきましたが、今後も更なる努力が必要な部分と考えています。

6.5 Q6A 関連試験法の国際調和と日局反映状況（Table 17）

3 薬局方間で速やかに国際調和を図り、3 極の規

Table 15 国際調和の推進（欧州薬局方：EP及び米国薬局方：USPと）

- 調和事項の取込み
 - ・ 日局十四第二追補までに収載：9 試験法、9 各条（医薬品添加物）
 - ・ 日局十五収載：18 試験法、24 医薬品各条

Table 16 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及

- 英文版の作成（日局十四第二追補は 3 月発刊）
- インターネットによる公開（日局十四第二追補は公開中）

制当局に受け入れられる状態にするという勧告に基づいて行っている作業を ICH 活動を Q4B と呼んでいます。そのため 3 薬局方（Pharmacopoeial Discussion Group: PDG）でまず取りかかっているのが ICH Q6A に関連する 11 の試験法の調和です。調和後順次日局に収載されていますが、このうち*で示したものが今回新たに日局十五に収載された試験法です。なお、微生物限度試験法については、2005 年 11 月に調和されていますが、日局十五の収載締め切り後であったため、反映されていません。Colour については、まだ国際調和そのものが検討されていない状況です。

Table 17 Q6A 関連試験法の国際調和と日局反映状況

試験法名		調和年月	日局告示年月
Dissolution	6.10 溶出試験法*	2004年6月	2006年3月
Disintegration	6.09 崩壊試験法*	2004年6月	2006年3月
Uniformity of Dosage Unit	Content uniformity	6.02 製剤均一性試験法*	2006年3月
	Mass variation	含量均一性試験 質量偏差試験	
Extractable volume of parenterals (rev.1)	6.05 注射剤の採取容量試験法	2004年2月	2006年3月
Particulate matter in injectables (rev.1)	6.07 注射剤の不溶性微粒子試験法*	2004年6月	2005年7月
Sterility	4.06 無菌試験法	2002年10月	2006年3月
Microbiological Contamination	4.05 微生物限度試験法	2005年11月	2004年12月
Bacterial endotoxins	4.01 エンドトキシン試験法	2000年1月	2001年3月
Sulphated ash/Residue on ignition (rev.2)	2.44 強熱残分試験法*	2004年10月	2006年3月
Colour (and clarity) of solution			

*：国際調和が第十五改正日本薬局方に反映される試験法

Table 18 Q6A関連試験法について

2.44 強熱残分試験法（国際調和）	→残分の百分率が各条規定の限度値を超える場合について、「30分間の強熱操作を繰り返し、前後の秤量差が0.5mg以下になるか、又は残分の百分率が各条に規定する限度値以下になるまで」と改正
6.02 製剤均一性試験法（国際調和）	→含量均一性試験法及び質量偏差試験法を合わせ製剤均一性試験法に改正
6.07 注射剤の不溶性微粒子試験法（国際調和）	→前文を改め、第1法（光遮蔽粒子計数法）、第2法（顕微鏡粒子計数法）の取扱いを規定、第1法の試薬の項に一般注意事項を追記、操作法を全面改定し、判定の項を追加、第2法顕微鏡による方法を顕微鏡粒子計数法に全面的に置き換え ・100mL製剤の判定基準及び測定装置のカリブレーションの方法について非調和部分を残している
6.09 崩壊試験法（国際調和）	→国際調和文に合わせた全面的な改正 但し、適用剤形に顆粒剤、丸剤の追加、補助筒の追加、操作法への腸溶性製剤の項の追加等、日局独自の規定が多く存在し、部分調和の内容
6.10 溶出試験法（国際調和）	→国際調和文に合わせた全面的な改正 但し、日局では装置に Reciprocating Cylinder の未記載、腸溶性製剤の試験法の独自記載、即放性製剤、徐放性製剤、腸溶性製剤への独自の判定基準を規定する等、部分調和の内容。 また、試験液は調和の対象となっていないため、データの相互受け入れは難しい状況

6.5.1 Q6A 関連試験法について（Table 18）

日局十五に収載されたQ6A関連試験法のうち、強熱残分試験法はほぼ完全調和し、ICH Q4Bでも合意が得られましたので、まもなく3極どこでも通用する試験法となります。製剤均一性試験法は前述したとおりです。

注射剤の不溶性微粒子試験法は100 mL製剤の判定基準及び測定装置のカリブレーションの方法について非調和部分を残しているため、ICHの取り組み上、それを3極のレギュレーターとしてどう考えるかが問題です。

崩壊試験法及び溶出試験法は国際調和文書に合わせた全面的な改正を行いました。なお日局独自の規定が残っています。つまり、PDGレベルでの調和には完全調和と部分的な調和で終わっているものがあり、これをICHでどう乗り越えられるかが重要となります。

6.5.2 Q6A 関連以外の試験法の国際調和と

日局反映状況

Q6A 関連以外の試験法について国際調和文書の

日局への反映状況を Table 19 に示します。Table 17 と同様に*の付いたものが日局十五で新たに収載されたものです。

日局十五に収載されたQ6A関連以外の試験法は、Table 20 に示す四つの試験法で、このうち比表面積測定法及び粒度測定法は、調和文と同一です。参考情報の扱いの錠剤の摩損度試験法及び粉体の流動性も国際調和に合わせて調和文と同一にしてそれぞれ全面改正及び新規収載したものです。

6.5.3 添加剤モノグラフの国際調和と日局の反映状況

一般試験法の国際調和に加え、添加剤モノグラフの国際調和を行っています。その理由は、一般試験法、添加物いずれもいろいろな医薬品に共通に使う頻度が非常に高いため、現在は一般試験法と添加物が国際調和の焦点となっています。一般試験法と同様に Table 21 の*の付加されている品目が日局十五で新たに収載されたものです。

サッカリンカルシウム等の、未検討の品目もありますが、検討中の品目のうち、2005年11月に調和

Table 19 Q6A関連以外の試験法の国際調和と日局反映状況

試験法名		調和年月	日局告示年月	
Amino acid determination	アミノ酸分析法（参考情報）	2002年9月	2004年12月	
Capillary electrophoresis	キャピラリー電気泳動法（参考情報）	2002年9月	2004年12月	
Isoelectric focusing	等電点電気泳動法（参考情報）	2002年9月	2004年12月	
Protein determination	たん白質定量法（参考情報）	2002年9月	2004年12月	
Peptide mapping	ペプチドマップ法（参考情報）	2002年9月	2004年12月	
Sodium Dodecyl Sulphate Polyacrylamide gel electrophoresis	SDSポリアクリルアミドゲル電気泳動法（参考情報）	1999年10月	2002年12月	
Tablet Friability	錠剤の摩損度試験法*（参考情報）	2004年2月	2006年3月	
Specific Surface Area	3.02 比表面積測定法*	2003年11月	2006年3月	
Powder Flow	粉体の流動性*（参考情報）	2004年6月	2006年3月	
Optical Microscopy	3.04 粒度測定法*	第1法 光学顕微鏡法	2004年6月	2006年3月
Analytical Sieving		第2法 ふるい分け法	2004年6月	2006年3月

*：国際調和が第十五改正日本薬局方に反映される試験法

Table 20 Q6A関連以外の試験法について

3.02 比表面積測定法（国際調和）	→気体吸着法により粉末状医薬品の比表面積を算出する方法，調和文と同一
3.04 粒度測定法（国際調和）	→測定目的と試料の性状により，光学顕微鏡法又はふるい分け法を用いる 説明の追記はあるが，調和文と同一
12. 錠剤の摩損度試験法（参考情報：国際調和）	→国際調和文に合わせた全面改正 調和文と同一
26. 粉体の流動性（参考情報：国際調和）	→国際調和文の新規収載 調和文と同一

されたものについては，日局十五各条収載の締め切りに間に合わなかったため，今後日局十五の第一追補又は第二追補に収載される予定となっています。

6.5.4 国際調和事項の反映状況の明記

通則44の規定（Table 22）により，医薬品各条及び一般試験法で調和合意されたものは冒頭にその旨を記すこととなっています。ただし，部分調和の場合は，その部分，つまり3薬局方で調和されていない部分を「◆」で囲むことにより明示することと規定されています。

6.6 最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の推進（Table 23）

日局十四第二追補で4試験法，70各条，2参考情報，日局十五では14試験法，275各条，1参考情報について新しい方法を積極的に導入して改正を行いました。

また，日局標準品委員会を設置し，日本薬局方標準品品質標準原案の提出資料とその作成方法並びに記載例を作成し，日局十五の各条に必要な標準品の整備を行いました。

7. 「別に規定する」の適用（Table 24）

平成13年11月の薬食審答申「日本薬局方作成基本方針」の他に，平成14年12月に「今後の日本薬局方のあり方について」の答申が示されました。その答申の最も大きな特徴は，「別に規定する」の項目についての提言です。従来，日本薬局方に収載される多くの医薬品は，収載後に承認不要医薬品として指定されることを前提として規格が整備されてきたために，原則として収載医薬品の多くは承認に必要なすべての規格が規定されてきました。しかしながら，様々な医薬品の開発が進み，その製造技術も多様化していることから，細部にわたって医薬品の品質規格を一律に設定するのが困難な場合が生じてきています。典型的な例として組換え医薬品におけ

Table 21 添加剤モノグラフの国際調和と日局の反映状況

添加剤名	調和年月	日局告示年月	
Ethanol (rev.1)	エタノール*	2002年9月	2006年3月
Ethanol, Anhydrous (rev.1)	無水エタノール*	2002年9月	2006年3月
Benzyl alcohol	ベンジルアルコール	2000年7月	2004年12月
Carmellose calcium (rev.1)	カルメロースカルシウム	2003年7月	2004年12月
Croscarmellose sodium	クロスカルメロースナトリウム*	2001年10月	2006年3月
Cellacefate	セラセフェート	2001年10月	2004年12月
Cellulose, micro-crystalline (rev.1)	結晶セルロース*	2005年5月	2006年3月
Cellulose powder(rev.1)	粉末セルロース*	2005年5月	2006年3月
Citric acid anhydrous (rev.1)	無水クエン酸*	2003年11月	2006年3月
Citric acid monohydrate (rev.1)	クエン酸水和物*	2003年11月	2006年3月
Hypromellose	ヒプロメロース*	2003年11月	2006年3月
Lactose anhydrous (rev.1)	無水乳糖*	2003年2月	2006年3月
Lactose monohydrate	乳糖水和物*	2002年9月	2006年3月
Methyl cellulose	メチルセルロース*	2003年11月	2006年3月
Saccharin	サッカリン*	2003年2月	2006年3月
Saccharin calcium (rev.1)	サッカリンカルシウム	2003年2月	未検討
Saccharin sodium(rev.1)	サッカリンナトリウム水和物*	2004年2月	2006年3月
Sodium chloride(rev.2)	塩化ナトリウム*	2003年11月	2006年3月
Sodium starch glycolate(rev.1)	カルボキシメチルスターチナトリウム	2005年5月	検討中
Starch, corn (rev.1)	トウモロコシデンプン	2004年2月	2004年12月
Starch, potato	パレイショデンプン	2001年10月	2004年12月
Starch, wheat	コムギデンプン	2001年10月	2004年12月
Talc	タルク	2003年11月	検討中
Ethylcellulose	エチルセルロース	2002年2月	検討中
Cellulose acetate (rev.1)	酢酸セルロース	2003年2月	未検討
Methyl Parahydroxybenzoate	パラオキシ安息香酸メチル*	2004年2月	2006年3月
Ethyl Parahydroxybenzoate	パラオキシ安息香酸エチル*	2004年2月	2006年3月
Propyl Parahydroxybenzoate	パラオキシ安息香酸プロピル*	2004年2月	2006年3月
Butyl Parahydroxybenzoate	パラオキシ安息香酸ブチル*	2004年2月	2006年3月
Calcium Disodium Edetate	エデト酸カルシウム二ナトリウム	2005年11月	検討中
Calcium Phosphate Dibasic Dihydrate	リン酸水素カルシウム	2005年11月	検討中
Calcium Phosphate Dibasic Anhydrate	無水リン酸水素カルシウム	2005年11月	検討中

*：国際調和が第十五改正日本薬局方に反映される添加剤

る「工程由来不純物」は、試験方法や規格値がそれぞれ異なりますので、薬局方として一つの統一的試験法を設定することが困難です。また、新しい医薬品を収載する場合、その製法あるいは規格に関わる細部の情報は、知的所有権で保護されている部分もあり、それをどのように局方に収載していくかが問題となっています。

このような状況の中で承認に必要なすべての規格

を設定する従来の各条規格の策定方法に加え、各条規格の設定をより柔軟に考えるため、必要に応じて品質確保の目的を達成することのできる方策を考え、採用するために提言されたのが、「別に規定する」の設定です。通則 11 には承認との関係が書かれています。「別に規定する」は品質確保に本質的に必要な試験項目であるが、薬局方として統一的な規格基準値あるいは試験法の設定が不合理な規格項目に

Table 22 国際調和事項の日局への反映
—国際調和事項の反映状況の明記—

通則 44

日本薬局方、欧州薬局方 (The European Pharmacopoeia)、米国薬局方 (The United States Pharmacopoeia) (以下「三薬局方」という)での調和合意に基づき規定した一般試験法及び医薬品各条については、それぞれの冒頭にその旨を記す。

また、それぞれの一般試験法及び医薬品各条において三薬局方で調和されていない部分は「◆ ◆」で囲むことにより示す。

適用されるのが適当であり、承認の際に規定するということでもあります。

その提言を受け、「別に規定する」を適用した各条・項目及び適用を予定している各条・項目としては、組換え医薬品の工程由来不純物、アジスロマイシン水和物の純度試験の類縁物質と残留溶媒、一部の錠剤やカプセル剤の溶出性があります。ただし、

Table 23 最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の推進

- 見直しに伴う改正：日局十四第二追補（4試験法，70各条，2参考情報：調和に伴う改正を除く）
- 見直しに伴う改正：日局十五（14試験法，275各条，1参考情報）
- 標準品の整備（日局標準品委員会の設置，日本薬局方標準品品質標準原案の提出資料とその作成方法並びに記載例を作成）

溶出性については製剤機能の違いという必然性から「別に規定する」という表記は当然だとしても、日局十五で別に規定している品目の中には必ずしもそうでない理由から収載されているものもありますので、今後、慎重な検討が必要と思われます。

Table 24 今後の日本薬局方のあり方について（平成14年12月薬食審答申）

- 医薬品各条規格の策定方針に従った、通則 11 の設定（医薬品各条の試験において、「別に規定する」とあるのは、薬事法に基づく承認の際に規定することを示す。）
- 日本薬局方に収載されている多くの医薬品は、収載後、承認不要医薬品*として指定されることを前提として規格が整備されてきた。このため、原則として、収載医薬品の多くには、承認に必要な全ての規格が規定されてきた。
- しかしながら、種々の医薬品の開発がすすみ、医薬品の製法技術も多様化していることなどから、細部にわたる医薬品の品質規格を設定することが困難な場合も生じてきている。例えば、製造方法の異なる同種同効薬（同一品目）の場合、「工程由来不純物」に対する純度試験の試験方法及び規格値はそれぞれ異なり、一つの統一的試験法を設定することは困難である。また、製法や規格にかかる細部の情報は知的所有権で保護されている場合もあり、特に新医薬品の収載においては日本薬局方でこれらの規格を設定することは必ずしも適切であるとはいえない
- したがって、今後の医薬品各条規格の策定においては、日本薬局方の目的に照らし、科学水準の向上に伴い、定期的な見直しを行うこととし、承認に必要な全ての規格を設定する従来の各条規格の策定方法に加え、各条規格の設定をより柔軟に考え、必要に応じて品質確保の目的を達成することのできる策定方法を採用できることとすべきである。具体的には、上述の「工程由来不純物」に対する純度試験の試験方法及び規格値の例などでは、日本薬局方通則による「別に規定する」を適用し、薬事法に基づく承認等の際に規定すべきである。
- なお、日本薬局方通則については、原則として、品質確保に本質的に必要な試験項目であって、統一的な規格基準値及び試験方法の設定が不合理な規格項目に適用されるのが適当と考えられる。
- 医薬品各条規格の策定方針に従い、通則による「別に規定する」を適用したもの（予定のもの）
 - 組換え医薬品：工程由来不純物
 - アジスロマイシン水和物：純度試験 (1)類縁物質 (2)残留溶媒
 - トラネキサム酸カプセル：溶出性
 - トラネキサム酸錠：溶出性
 - フロプロピオンカプセル：溶出性
 - メトホルミン塩酸塩錠：溶出性
 - ハロペリドール錠：溶出性

Table 25 生物薬品の各条新規収載品目及び改正品目

新規収載 8 品目

- リゾチーム塩酸塩
- オキシトシン
- パルナパリンナトリウム
- セラペプターゼ
- ゴナドレリン酢酸塩
- セルモロイキン
- テセロイキン
- 注射用テセロイキン

改正 9 品目

- カリジノゲナーゼ
- オキシトシン注射液
- 血清性性腺刺激ホルモン
- 注射用血清性性腺刺激ホルモン
- 絨毛性性腺刺激ホルモン
- 注射用絨毛性性腺刺激ホルモン
- バソプレシン注射液
- ヘパリンナトリウム
- ヘパリンナトリウム注射液

8. 生物薬品について

8.1 医薬品各条品目について

話は変わりますが，生物薬品についても説明することを依頼されていますので，簡単に触れたいと思います。生物薬品の各条品目については，Table 25 に示すように新規収載は遺伝子組換え医薬品であるセルモロイキン，テセロイキンなどの 8 品目，改正は 9 品目ありました。

8.2 生物薬品の各条審議の基本方針とその反映

局方改正を行うに当たっては，各委員会ごとに各条審議の際の基本方針を定めています。生物薬品委員会でも基本方針を定めて改正作業を行ってきました。しかし，この中には必ずしも生物薬品に特有のことではなく，より一般的な内容も含まれています。その基本方針がどのように日局十五に反映されたかを Table 26 に示します。

一つ目は，各条全体として合理性に基づく規格及び試験方法の設定についてです。この中で例えばより精度の高い試験法を採用すること，意義に乏しい溶媒やヒ素等を削除すること，全般的に規格値を見直し，実測値に基づいた規格値を設定すること及び試料や標準品使用量を低減化することなどが挙げられていますが，これはどの各条でも共通に適用すべき方針です。生物薬品特有のものとしては，品目ご

Table 26 生物薬品の各条審議の基本方針とその反映

■ 各条全体としての合理性に基づく規格及び試験方法の設定

- ① 品目ごとの特徴に応じた生化学的・酵素化学的・細胞生物学的・免疫化学的・理化学的試験の設定とそれらの合理的な組み合わせによる規格及び試験方法の設定
- ② より精度の高い試験法の採用（リゾチーム塩酸塩）
- ③ 意義に乏しい溶媒，ヒ素等の削除（リゾチーム塩酸塩など）
- ④ 全般的に規格値を見直し，実測値に基づいた規格値の設定
- ⑤ 試料や標準品使用量の低減化
- ⑥ 「健康な動物」原料の使用の明記（パルナパリンナトリウム）

■ 範囲のある含量規格の設定，比活性の独立示性値などとしての設置

- ① セラペプターゼ含量規格：単位質量当たりの酵素活性の範囲として設定。
- ② 比活性：テセロイキン，セルモロイキン

■ バイオアッセイから理化学的定量法（HPLC 法）へ変更

例：ゴナドレリン酢酸塩及びオキシトシン

■ 発熱性物質試験からエンドトキシン試験への変更

例：セルモロイキン

■ 純度試験などに HPLC 法の積極的活用：

例：ゴナドレリン酢酸塩，セルモロイキン，テセロイキン

■ 同種同効医薬品の収載に当たっての調和

例：セルモロイキンとテセロイキン：共通の標準品，各条の構成でも調和を図った

との特徴に応じた生化学的，酵素化学的，細胞生物学的，免疫化学的，理化学的試験の設定とそれらの合理的な組み合わせによる規格及び試験方法を設定すること及び「健康な動物」原料の使用の明記があります。

二つ目は，例えばセラペプターゼなどの含量規格を範囲で示していないものは当然範囲で示すべきです。改正しました。また，テセロイキンやセルモロイキンは比活性を独立示性値などとして設定しました。

三つ目は，動物等を用いるバイオアッセイから簡便な HPLC 法などによる理化学的定量法への変更です。ゴナドレリン酢酸塩及びオキシトシンを改正

しました。

四つ目は，発熱性物質試験からエンドトキシン試験への変更です。セルモロイキンがその例です。

五つ目は，純度試験などに HPLC 法のような簡便な精度の高い方法を積極的に活用するため，ゴナドレリン，セルモロイキン及びテセロイキン等が改正されました。

六つ目は，セルモロイキン及びテセロイキンはいわゆるインターロイキン II ですが，構造的には異なっていて同一物ではありません。しかし，同じような活性を示すものですので標準品を共通にし，各条の構成もほぼ同じ形にするための調和を図りました。

8.3 バイオ医薬品の日局収載の進捗（予定）

日局に収載，あるいはこれから収載されるバイオ医薬品の品目をリストアップし，EP，USP の状況

と照らし合わせた表を Table 27 に示します。EP，USP に意外に×印が目立つのは，日本薬局方がバイオ医薬品の収載に関してはかなり先進的であることを意味しています。

バイオ医薬品の日本薬局方への収載状況の推移を Fig. 2 に示します。絶対数はまだ少ないですが，傾向としては確実に増加を遂げております。日本薬局方にはバイオ医薬品のようにかなり先進的なものもあるということです。

9. 化学薬品委員会改正作業進捗状況

化学薬品委員会の改正作業状況は，既に審議が終了して日局十五第一追補に収載予定の品目が 49 品目あり，審議中が 149 品目あります。この他平成 18 年 2 月に開催された局方部会で新たに 152 品目の候

Table 27 バイオ医薬品*の日局収載の進捗（予定）

日局収載品目および候補品目	EP	USP
アルテブラーゼ（遺伝子組換え）	○	○
インターフェロンアルファ（NAMALWA）	×	×
エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	○	×
エポエチンベータ（遺伝子組換え）	○	×
セルモロイキン（遺伝子組換え）（JP15）	×	×
ソマトロピン（遺伝子組換え）	○	×
チソキナーゼ	×	×
テセロイキン（遺伝子組換え）（JP15）	×	×
ナルトグラスチム（遺伝子組換え）	×	×
ヒトインスリン（遺伝子組換え）（JP14）	○	○
フィルグラスチム（遺伝子組換え）	×	×
レノグラスチム（遺伝子組換え）（JP15）	×	×
以下日局収載候補ではないもの		
インターフェロンアルファ（遺伝子組換え）	○	×
インターフェロンガンマ（遺伝子組換え）	○	×
インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	×	○

* バイオ医薬品：組換え医薬品あるいは細胞培養医薬品

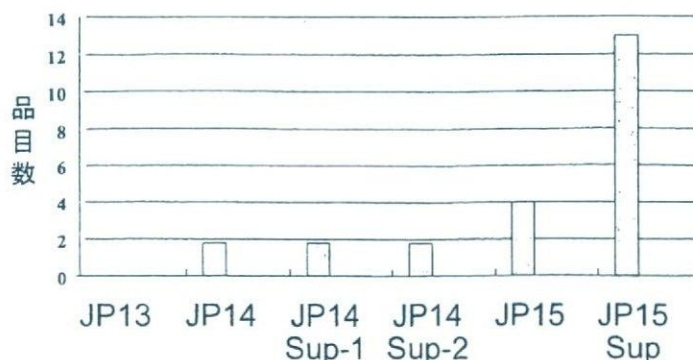


Fig. 2 バイオ医薬品の日本薬局方への収載状況の推移

Table 28 化学薬品委員会改正作業進捗状況

- ・ 収載予定品目の審議進捗状況
 1. 審議終了(日局十五第一追補収載予定)：49 品目
 2. 審議中：149 品目
 3. 原案未提出：34 品目
 - ・ 新規収載候補品目 152 品目を選定(平成 18 年 2 月 14 日局方部会)
- 【選定基準】
1. 平成 15 年から 17 年までに後発品が初めて薬価収載された医薬品
 2. 平成 17 年に公表された複数の国内医療用医薬品の売上高上位 100 位リストに挙げられた医薬品
 3. その他（企業より特に要望があったもの）

補品目を選定しました。その選定基準は Table 28 に示すとおりです。現在この品目の原案作成を依頼し、今後日局十五第二追補あるいは日局十六に向けて進める予定です。

Table 29 第十六改正日本薬局方作成基本方針(案)

日本薬局方の「5本の柱」

- 保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化
- 最新の学問・技術の積極的導入による質的向上
- 国際化の推進
- 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用
- 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及

10. 第十六改正日本薬局方作成基本方針(案)

—五本の柱— (Table 29)

日局十五と同様に日局十六に向けて作成基本方針の最終的な詰めが行われています。薬局方の性格上、そんなに急激な変化があるわけではなく、日局十五の延長線上に日局十六がありますので、5本の柱の例えば一つ目の保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化は日局十五と同じ方針です。二つ目は日局十五では最新の分析法と述べていましたが、もう少し幅広くとらえて学問・技術の積極的導入に

Table 30 保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化

(1) 収載方針

保健医療上重要な医薬品とは、有効性及び安全性に優れ、医療上の必要性が高く、国内外で広く使用されているものである。これら医薬品の有効性及び安全性の恒常的確保は、適正な品質の保証によってもたらされることから局方への全面収載を目指し、以下の収載方針に従って、順次、収載を進めていく。

①新規収載について

a) 優先的に新規収載をすべき品目

- ・ 優先審査がなされた画期的な医薬品
- ・ 代替薬がない医薬品（希少疾病用医薬品等）
- ・ 米国薬局方（USP）や欧州薬局方（EP）に収載され、諸外国でも広く使用されている医薬品
- ・ 医療上汎用性があると考えられる医薬品（後発医薬品が承認されている医薬品等）
- ・ 再評価により有効性、安全性及び品質が確認された医薬品

b) 収載時期

- ・ 既承認品で保健医療上重要な医薬品については、可能な限り速やかな収載を行う。
- ・ 後発医薬品の規格の統一を図る観点からは、後発医薬品の承認時期を勘案し、可能な限り速やかな収載を行うよう検討する。
- ・ 今後承認される新薬については、承認後一定の期間を経たときとし、例えば、品質、安全性及び有効性にかかる一定の情報を収集することが可能となり次第、速やかに収載することを検討する。

②既収載品目について

時代の変遷により医療上の必要性が低くなった収載品目については、適宜、削除を行う。また、安全性の問題で回収などの措置がとられた品目については、その都度、削除等の適切な措置を講じる。なお、効率性の観点から、再審査や再評価がなされる際に合わせて、見直しを行うことも検討する。

(2) 医薬品に係る他の規格集からの移行

日本薬局方外医薬品規格、日本薬局方外生薬規格、医薬品添加物規格等に収載されている品目については、上記(1)の収載方針に照らし、順次、局方に収載していくこととする。

よる質的向上を図りたいと考えています。三つ目は国際化の推進、四つ目は必要に応じた速やかな部分改正及び行政の円滑な運用、五つ目は局方改正に係る透明性の確保及び普及を方針として挙げています。

10.1 保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化 (Table 30)

保健医療上重要な医薬品とは、有効性及び安全性に優れ、医療上の必要性が高く、国内外で広く使用されているものです。これら医薬品の有効性及び安全性の恒常的確保は、適正な品質の保証によってもたらされることから局方への全面収載を目指すこととなっています。

収載方針としては、新規収載については、例えば画期的な医薬品、希少疾病用医薬品、諸外国でも広く使用されている医薬品、後発医薬品が承認され医療上汎用性があると考えられる医薬品、更に再評価の終わった医薬品を優先的に収載していこうと考えています。

収載時期としては、既承認医薬品で保健医療上重要な医薬品は可能な限り速やかな収載を行います。後発医薬品については規格の統一を図る観点から、その承認時期を勘案し、可能な限り速やかな収載を行うよう検討します。新薬については、再審査制度があり、再審査期間中に品質、安全性、有効性などのいろいろな情報が収集されることも踏まえ、日本薬局方は使用経験によって安全性、有効性が一定の評価を得たものを、その品質を確保するために収載していくということですので、情報収集が可能となった時点でタイミングを図りながら速やかに収載していくことを考えます。

また、質的向上を考えますと既収載の品目でも、医療上の必要性が低くなった収載品目については、適宜削除を行うことが必要です。そのために、どのようなクライテリアで削除するかを詰めている段階です。もちろん安全性の問題で回収の措置が取られた品目については、削除します。

他の規格集からの移行については、自動的に移行するのではなく、収載方針に照らし、それに適うものについて順次局方に収載する方針です。

10.2 最新の学問・技術の積極的導入による質的向上 (Table 31)

通則は局方全般に関わる共通のルールを定めたものですので、最新の学問・技術の進歩を反映し、す

べての医薬品に共通するあるべき姿を念頭に置いて改正し、また必要な項目の追加・検討を行う方針であります。

製剤総則は、製剤に関する共通のルール及び各種剤型ごとの定義、製法、保存方法等が規定され、新規医薬品を含む医薬品の剤型の基本を成すものですので、新技術、新剤型の導入や医療現場で使用されなくなった剤型の削除など最新の医療需要に対応できるように改正していきます。

一般試験法については、医薬品各条に共通する試験法、医薬品の品質評価に有用な試験法及びこれに関連する事項を規定します。その改正については、①汎用性があるが日局に未収載の試験法、②欧米薬局方等に収載されているが日本薬局方に収載されていない試験法、③国際調和が終了した試験法の取込み、④既収載の一般試験法について古くなったもののリニューアル、⑤参考情報にあるもので適切なものは一般試験法へ移行することなどを中心として、最新の科学技術を反映した試験法を設定するよう検討を行います。

医薬品各条については、主に以下の点に留意して最新の学問・技術の積極的導入を図り、質的向上を目指します。

1点目は確認試験、純度試験、定量法等への最新の分析法の積極的導入、2点目は製剤試験規格の設定、3点目は製剤の新規収載に伴う既収載原薬の見直し、4点目は製法に依存する不純物の規格設定の考え方について明確化し、試験項目を合理的に設定すること、5点目は試験に用いる試料等の低減化、6点目は有害試薬はなるべく排除すること、7点目は動物を使用する試験法の代替試験法の検討、8点目は先端技術応用医薬品に対応した各条設定の検討、9点目は前述した「別に規定する」の適用による適切かつ柔軟な各条規格の設定、10点目は日局十五で日本名正名の命名法を踏まえて名称を大幅に変更しましたが、今後も踏襲することです。

標準品は、各条を収載すれば必要となりますので、それに対応できるような適切な標準品の定義・考え方の検討を行います。

参考情報は、現在付録として位置づけられていますが、日本薬局方と一体化して運用することによって、日局の質的向上、利用者の利便性の向上に役立てることができそうです。したがって、通則等での重要

Table 31 最新の学問・技術の積極的導入による質的向上

- (1) 通則の改正
 通則は，局方全般に係わる共通のルールを定めたものである。
 最新の学問・技術の進歩を反映し，全ての医薬品に共通するあるべき姿を念頭におき，改正，必要な項目の追加・検討を行う。
- (2) 製剤総則の改正
 製剤総則は，製剤に関する共通のルール及び各種剤型ごとの定義，製法，保存方法等を規定しており，新規開発医薬品を含め，医薬品の剤型の基本をなすものである。製剤総則については，新技術，新剤型の導入や医療現場で使用されなくなった剤型の削除等，最新の医療需要に対応できるように改正する。
- (3) 一般試験法の改正
 一般試験法は，医薬品各条に共通する試験法，医薬品の品質評価に有用な試験法及びこれに関連する事項を規定する。
 一般試験法の改正については，
- ① 汎用性があり日本薬局方に未収載である試験法の積極的な取込み
 - ② 欧米薬局方等に収載され，かつ，日本薬局方に未収載である試験法の積極的な取込み
 - ③ 国際調和が終了した試験法の取込み
 - ④ 既収載の一般試験法の見直し
 - ⑤ 参考情報の一般試験法への移行
- などを中心に，最新の科学技術を反映した試験法を設定するよう検討を行う。
- (4) 医薬品各条の整備
 主に次の項目に留意しつつ検討する。
- ① 確認試験，純度試験，定量法等への最新の分析法の積極的導入
 - ② 製剤試験規格（溶出性等）の設定
 - ③ 製剤の新規収載に伴う既収載原薬の見直し
 - ④ 製法に依存する不純物の規格設定の考え方について明確化，試験項目の合理的設定（ヒ素，重金属，類縁物質等）
 - ⑤ 試験に用いる試料，試薬・試液，溶媒量の低減化
 - ⑥ 有害試薬の可及的排除
 - ⑦ 動物を使用しない試験法の検討（代替試験法の検討）
 - ⑧ 先端技術応用医薬品に対応した医薬品各条設定の検討
 - ⑨ 通則 11 に規定する「別に規定する」の適用による適切かつ柔軟な各条規格の設定
 - ⑩ 第十五改正日本薬局方の日本名正名の命名法を踏まえた医薬品，試薬・試液，標準品の命名法の検討
- (5) 標準品の整備
 日本薬局方標準品は，日本薬局方各条を作成する上で不可欠なものである。今後の収載品目の増加やより適切な品質管理に対応するための標準品の定義・考え方の検討を行う。
- (6) 参考情報の有効活用
 参考情報は，医薬食品局長通知により日本薬局方の附録として位置づけられているものである。参考情報を日本薬局方と一体として運用することにより，日本薬局方の質的向上や利用者の利便性の向上に資することができる。
 参考情報については，
- ① 通則等での重要事項の解説または補足
 - ② 先端技術応用医薬品等の品質評価に必要な新試験法の収載
 - ③ 国際調和事項の局方収載状況
 - ④ 医薬品の品質確保に必要な情報
- を中心に収載することとする。
 - また，既収載のものについては必要に応じ改正を行う。
 - 更に，より利用しやすいよう参考情報に収載する項目及びその順番の整理を行う。

Table 32 国際化の推進

- (1) 薬局方検討会議 (PDG) の場を通じた医薬品添加物及び試験法の国際調和の推進及び調和事項の速やかな日本薬局方への取込み
- (2) 日本薬局方に規定されている試験方法等についての PDG 等の場を通じた国際化
- (3) 特にアジア地域を念頭においた局方の国際化を推進するための方途の検討
- (4) 生薬調和フォーラムの場を通じた生薬分野のアジア地域での調和活動への積極的支援

事項の解説又は補足を行うこと、先端技術医薬品等の品質評価に必要な新試験法を収載すること、及び医薬品の品質確保に必要な情報を収載することを中心に検討し、最新の学問・技術の積極的導入を図ります。また、既収載のものについては必要に応じ改正を行っていく方針です。

10.3 国際化の推進 (Table 32)

国際化については、一つ目は PDG を通じた調和の推進及び調和事項の速やかな日本薬局方への取込み、二つ目は日局に規定されていて諸外国にはないものは PDG 等の場を通じて国際化を図ること、三つ目は新たな課題として特にアジア地域を念頭に置いた局方の国際化を推進するための方途の検討、四つ目は生薬調和フォーラムの場を通じた生薬分野のアジア地域での調和活動への積極的支援を行っていく予定です。

10.4 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用 (Table 33)

医薬品の安全性に係る情報が得られた場合や国際調和された場合は従来の大改正や追補以外にも部分改正を実施する方針であります。また、参考情報は改正手続きが容易ですので、大いに有効活用し、弾力的な運用を図っていくことを考えています。

Table 33 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる 行政の円滑な運用

- (1) 医薬品の安全性に係る情報が得られた場合や薬局方検討会議 (PDG)、日米 EU 医薬品規制調和国際会議 (ICH) 等において国際調和がなされた場合等には、従来の大改正や追補以外にも部分改正を実施。
- (2) 参考情報については、その改正手続きが比較的容易であるため、その有効活用を推進し、速やかな運用を図る。

10.5 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及 (Table 34)

日本薬局方の透明性の確保及び普及のための方策として以下を実施することを考えています。

一つ目は従来の JP フォーラムによる原案審議過程での意見募集に加え、インターネットを利用して意見募集を行います。二つ目はインターネットを利用して局方を公開し、速やかな情報提供、あるいはホームページの内容の充実化を図ることを考えています。三つ目は英文版の速やかな発行、四つ目はより分かりやすい文章表現あるいは表記の整備を行ってユーザーフレンドリーな局方の策定、五つ目は参考情報等の充実・拡充を図っていく方針です。

11. 日本薬局方の役割と性格

日本薬局方の役割と性格とはそもそもいったい何かということ改めて考えてみますと、その時点での学問・技術の進歩と医療需要に応じて我が国の医薬品の品質を適正に確保するために必要な規格・基準及び標準的試験法等を示す公的な規範書であるということです。

併せて、日本薬局方は薬事行政、製薬企業、医療、薬学研究、薬学教育などに携わる多くの医薬品関係者の知識と経験が結集されて作成されたものであり、それぞれの場で関係者に広く活用されるべき公共のものであるという性格も有しています。また、その作成に係わる透明性と共に、国民に医薬品の品質に関する情報を開示し、説明責任を果たす役割が求められる公開の書でもあります。

更に、国際社会の中で日本薬局方が医薬品の品質

Table 34 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及

- (1) 局方原案審議過程での意見募集
日本薬局方フォーラムによる意見募集に加え、インターネットを利用した意見募集を行う。
- (2) インターネットを利用した局方の公開
今後、頻繁に行う予定の部分改正も含め、インターネットで情報提供を行う。また、局方に関連する情報をまとめて掲載する等ホームページの内容の充実を図る。
- (3) 英文版の速やかな発行
- (4) 分かりやすい日本薬局方の策定（より分かりやすい文章表現等の考案、表記の整備等）
- (5) 参考情報、付録、索引等の充実・拡充

規範書として先進性を持ち，国際的整合性の維持・確保に応分の役割を果たし，貢献することが求められるとの役割も持っています。

以上を背景のコンセプトとして考えながら，これからの薬局方をより優れたものとして作り上げていきたいと考えています。

日本薬局方はどの時代に限らず，いずれの時代にも即応して絶えず進化し続ける必要があります。そのために厚生労働省，総合機構，製薬企業，公的研究所，公的法人，薬学研究者，薬学教育者，医療従事者，その他の専門家が英知を結集して協力し合い，国内外で一層活用される，より優れた日本薬局方を目指してたゆまない努力を続けていく必要があると思っています。

12. 謝 辞

最後になりましたが，日局十五が施行された背景には，Table 35に示す大阪医薬品協会技術研究委員会，東京医薬品工業協会技術委員会を始めとする多くの関係団体あるいは関係者の皆様の絶大なご支

Table 35 謝辞

-
- 大阪医薬品協会技術研究委員会
 - 東京医薬品工業協会技術委員会
 - 東京生薬協会
 - 日本医薬品添加剤協会
 - 日本漢方生薬製剤協会
 - 日本抗生物質学術協議会
 - 日本香料工業会
 - 日本生薬連合会
 - 日本製薬工業協会
 - 日本病院薬剤師会
 - 日本薬剤師会
 - 日本植物油協会等
-

援，ご協力を賜ったことがございますので，この場をお借りして深く感謝の意を捧げたいと思います。併せて，今後日局十五の第一追補，第二追補，更に日局十六に向かって作業を進めて参りますので，従来同様あるいはそれ以上の様々なご協力，ご尽力，あるいはご指導，ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

第十四改正日本薬局方第二追補について**

早川 堯夫*

本稿は日本薬局方部会を担当している審議会委員の立場から第二追補について紹介します。

1. 第十四改正日本薬局方第二追補の位置づけ

Table 1に示すように平成13年4月に第十四改正日本薬局方が施行され、その後第一、第二追補の施行と続きますが、これらは単に第十四改正の延長線上というだけでなく、第十五改正に向けた一種のマイルストーンという位置づけとなります。

2. 作成の経緯

第二追補の作成の経緯をTable 2に示します。平成15年1月に第一追補が施行された後も科学技術の進展と国際調和に対応するために審議を継続し、平成14年3月から15年12月の間の審議終了分である生薬総則、一般試験法、医薬品各条について第二追補として取りまとめました。その後平成16年9月に局方部会で審議し、更に薬事食品衛生審議会を経て、厚生労働大臣に答申を行った結果、平成16年末に大臣告示され、平成17年1月1日に施行となりました。この間、Table 2に示すような各委員会でも複数回審議されました。

第二追補の施行内容の詳細をTable 3に示します。前述のように第二追補の施行は、一般には平成17年1月1日ですが、衛生材料等の削除については、4月1日の施行となります。なお、「既承認の医薬品」、「承認を要しない医薬品」については、平成18年6月30日までの経過措置があり、また衛生材料等については、平成18年9月30日までは従前の例によることができる、いわゆるトランジット状態にあります。

3. 日本薬局方作成基本方針（薬食審答申）

第二追補は、第十四局制定後に薬食審から平成13年と平成14年に出された「日本薬局方作成基本方針」と、「今後の日本薬局方のあり方について」という答申に沿って改正作業がなされてきたものです。答申は、もともと第十五局に向けてのあり方を示したものでしたが、先ほど説明したように第二追補が第十五改正に向けたマイルストーンであることから、追補作成にあたって当然その考え方がとり込まれています。参考までに平成13年薬食審答申内容の一部概略をTable 4に示します。

答申は、第十四改正局方公布後の医薬、薬学の進歩に対応するために日本薬局方の役割と性格、作成方針、基本方針達成のための第十五改正に向けての具体的な方策、施行時期、局方の組織に関する事項を内容とする作成基本方針を定めたものです。

それにはまず、役割と性格として、端的に言えば公的、公共、公開ということが謳われています。すなわち、日本薬局方はその時点でのわが国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準を示すものであり、医療上重要とされた医薬品の品質等にかかわる判断基準を明確にする役割を有しています。また薬局方は、関係者に広く活用されるべき公共の規格書としての性格を有するとともに、国民に医薬品に関する情報を公開し、説明責任を果たす役割を持っています。更に医薬品の品質に関する薬事行政の円滑かつ効率的推進及び国際的整合性の維持確保に役立てるものであるということです。

また、日本薬局方作成方針として、「5本の柱」というのが示されています。具体的には、①保健医療上重要な医薬品の全面的取載による充実化、②必要

* 独立行政法人医薬品医療機器総合機構顧問 東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 (〒100-0013)

** 当協会主催の「医薬品の品質確保をめぐる諸問題」(平成17年2月18日：東京、2月24日：大阪)における講演による。

Table 1 第十四改正日本薬局方第二追補の位置づけ

第十四改正：平成 13 年 4 月施行
同第一追補：平成 15 年 1 月施行
同第二追補：平成 17 年 1 月施行
第十五改正：平成 18 年 4 月施行（予定）

Table 2 第十四改正日本薬局方第二追補の作成の経緯

- 第一追補後の科学技術の進展と国際調和に対応するため、審議を継続
- 審議事項のうち、生薬総則、一般試験法及び医薬品各条については、平成 14 年 3 月から平成 15 年 12 月の間の審議終了分を一部改正としてとりまとめ
- 平成 16 年 9 月：一部改正の調査会原案を日本薬局方部会で審議
- 平成 16 年 12 月薬事・食品衛生審議会に上程・報告、厚生労働大臣に答申
- 平成 16 年 12 月 28 日厚生労働大臣告示
- 平成 17 年 1 月 1 日施行

各委員会での審議

・総合委員会	9 回
・医薬品名称調査会	10 回
・医薬品添加物調査会	11 回
・理化学試験法委員会	30 回（うち物性 11 回、 製剤 11 回）
・化学薬品委員会	24 回
・生物薬品委員会	11 回
・生物試験法委員会	10 回
・抗生物質委員会	19 回
・生薬等委員会	19 回
・総合小委員会	12 回
・PDG 関連調整会議	9 回
・製薬用水委員会	2 回
・日局標準品委員会	3 回

に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用、③国際調和の推進、④局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及、⑤最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の推進ということです。

4. 審議会答申に対する第二追補での対応

上述の審議会の日局作成基本方針や平成 14 年の薬食審答申「今後の日本薬局方のあり方について」に対して第二追補がどのように対応してきたかの例を Table 5 に示します。

第 1 に、保健医療上重要な医薬品の全面的収載に

Table 3 第十四改正日本薬局方第二追補施行内容の詳細

- 第二追補：平成 17 年 1 月 1 日施行
- 衛生材料（ガーゼ、滅菌ガーゼ、脱脂綿、精製脱脂綿、滅菌脱脂綿、滅菌精製脱脂綿、絆創膏）の削除は、平成 17 年 4 月 1 日施行
- 「既承認医薬品」及び「承認を要しない医薬品」についての平成 18 年 6 月 30 日までの経過措置：
 - 改正前の薬局方（旧薬局方）で定める基準は改正後の薬局方（新薬局方）で定める基準とみなすことができる
 - 新薬局方に収められている医薬品であっても新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができる
- 衛生材料については、平成 18 年 9 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

よる充実化との方針に対応して 28 品目を他の規格書から移行して新規収載し、更に 11 品目を直接新規収載しました。第 2 番目の、必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用については、追補による 2 回の改正以外に 2 回の部分改正を行っています。1 回目の部分改正は平成 14 年 3 月で、医薬品の安全性に関わることに関連して、通則 40 に健康な動物について規定し、また安全性上の問題から供給停止になったフェナセチン製剤を削除しました。2 回目の部分改正は注射剤の採取容量試験法の新規収載とそれに伴う通則及び製剤総則の改正で、2005 年 6 月に告示を予定しています（平成 17 年 7 月 21 日に告示された）。これは国際調和に伴う部分改正になります。第 3 番目の国際調和の推進については、9 つの試験法と 9 添加物の各条を第二追補までに取り込みました。第 4 番目の透明性の確保及び普及については、2005 年の夏までに第二追補の英文版を作成したいと思っています。また、ホームページでは 2005 年 5 月を目指して公開する予定です。第 5 番目として、4 つの試験法、70 の各条及び 2 つの参考情報に対して最新の分析法を積極的に導入して改正を行いました。標準品の整備については、局方標準品委員会を設置し、標準品品質標準原案の提出資料とその作成方法及び記載例を作成して標準品の整備を図るという措置を講じています。

また、今後の日本薬局方のあり方についての答申が平成 14 年 12 月に出ています。これによれば、従

Table 4 日本薬局方作成基本方針

- 平成 13 年 11 月薬食審答申
 - 第十四改正日本薬局方公布後、医学・薬学の進歩に対応するため、日本薬局方の役割と性格、作成方針、基本方針達成のための第十五改正に向けての具体的な方策、施行時期、日本薬局方の組織に関する事項を内容とする作成基本方針を定めた
- 答申に示された日本薬局方の役割と性格：公的、公共、公開
 - 日本薬局方は、その時点での学問・技術の進歩と医療需要に応じて、わが国の医薬品の品質を確保するために必要な公的基準を示すものであり、医薬品全般の品質を総合的に保証するための規格及び試験方法の標準を示すとともに医療上重要とされた医薬品の品質等に係る判断基準を明確にする役割を有する
 - 日本薬局方は、その作成に当たって、多くの医薬品関係者の知識と経験が結集されており、関係者に広く活用されるべき公共の規格書としての性格を有するとともに、国民に医薬品に関する情報を公開し、説明責任を果たす役割をもつ。
 - 更に医薬品の品質に関する薬事行政の円滑かつ効率的推進及び国際的整合性の維持・確保に資するものである
- 答申に示された日本薬局方作成方針「5本の柱」
 - 保健医療上重要な医薬品の全面的収載による充実化：医療上の必要性、緊用度又は使用経験等を指標に、保健医療上重要な医薬品は市販後可及的速やかな収載を目指す
 - 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用
 - 国際調和の推進（欧州薬局方：EP 及び米国薬局方：USP と）
 - 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及
 - 最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の推進

Table 5 審議会答申への第二追補での対応

日本薬局方作成基本方針（平成 13 年 11 月薬食審答申）への対応

- 保健医療上重要な医薬品の全面的収載により充実化
 - 他の規格書からの移行に伴い新規収載されたもの（28 品目）
 - 直接局方に新規収載されたもの（11 品目）
- 必要に応じた速やかな部分改正及びそれによる行政の円滑な運用
 - 2 回の追補改正以外に 2 回の部分改正
 - ・ 医薬品の安全性に係る情報に対応した部分改正
 - ・ 国際調和に伴う部分改正（平成 17 年 6 月告示予定）
 - 「注射剤の採取容量試験法」新規収載と、それに伴う通則及び製剤総則の改正
- 国際調和の推進（欧州薬局方：EP 及び米国薬局方：USP と）
 - 調和事項の取込み（第二追補までに 9 試験法、9 各条（医薬品添加物））
- 日本薬局方改正に係る透明性の確保及び日本薬局方の普及
 - 英文版の作成（第二追補は今夏完成予定）
 - インターネットによる公開（第二追補は平成 17 年 5 月公開予定）
- 最新の分析法の積極的導入及び標準品の整備等の推進
 - 見直しに伴う改正（4 試験法、70 各条、2 参考情報：調和に伴う改正を除く）
 - 標準品の整備（日局標準品委員会の設置、日本薬局方標準品品質標準原案の提出資料とその作成方法並びに記載例を作成）

今後の日本薬局方のあり方について（平成 14 年 12 月薬食審答申）への対応

- 医薬品各条規格の策定方針に従い、通則 30 による「別に規定する」を適用したもの

アジスロマイシン水和物	純度試験 (1) 類縁物質 (2) 残留溶媒
トラネキサム酸カプセル	溶出性
トラネキサム酸錠	溶出性
フロプロピオンカプセル	溶出性
- 通則 30 医薬品各条の試験において、「別に規定する」とあり、日本薬局方にその規定が定められていない場合は、薬事法に基づく承認の際に規定するものとする。